

# 山梨県災害廃棄物処理計画（令和3年3月 改定）

## 1. 目的

○災害時に発生する災害廃棄物処理における県・市町村による基本的な対応を定め、今後起こりうる大規模な災害に備えることを目的とする。

## 2. 改正の経緯等

○国は、東日本大震災等の経緯を踏まえ、平成26年3月に定めた災害廃棄物対策指針等において、県・市町村に計画の策定を促し、本県は、平成29年4月に「山梨県災害廃棄物処理計画」を策定

※ 国は、廃棄物処理法第5条の2の規定に基づく国の基本的な方針（平成28年1月）にて、「県及び市町村は災害廃棄物処理計画を策定し、適宜見直しを行うものとする。」と明記。

○その後、熊本地震など、全国で頻発する災害に伴う廃棄物処理等の経験を踏まえて、国は指針を平成30年3月に改定、更に災害時の初動対応手順や事前検討事項等がとりまとめられた「災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き」が示されたことから、本県では、これら改定指針等に加え、近年の非常災害発生に伴う各自治体で講じられた災害対応や、令和元年台風において本県職員が被災地支援を行い得られた経験等を踏まえ、この度、より実効性のある計画として改定するものである。

## 3. 今回の改正のポイント

○今回の改正では、国の指針の見直し等を踏まえ、特に発生頻度の高い水害対応の記載（①、②）を強化した。また、近年の災害の発生状況を踏まえ、時系列の対応区分の変更や、被災後の処理（公費解体等）の記載の充実等を図った。

### ①水害対策

・水害は他の災害と比べ、河川の氾濫や土砂災害を考慮した対策や水分による腐敗性廃棄物の発生など、特に留意すべき点が多いため、主に次の記載を追加。

（水害における災害廃棄物発生量の推計方法、廃棄物処理施設への浸水対策等、仮置場選定に係る留意点）

### ②初動準備対応

・台風などによる水害は気象予報で災害発生が予見できることに着目し、発災前に対応可能な事項を「初動準備対応」と位置づけて記載

（災害配備体制の確認、関係機関との情報共有、収集運搬車両の高所避難、廃棄物処理施設の受入ピット確保）

### ③その他

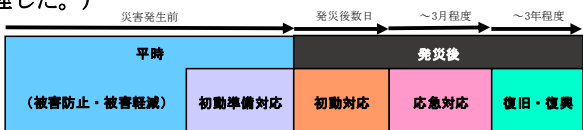
・公費による損壊家屋の撤去・解体への対応や被災時の国庫補助制度の記載を追加

・本県が令和元年度に被災及び被災地派遣で得られた経験に関する事項を記載

（受援体制の構築、仮置場の管理・運営）

・時系列による対応区分の変更

（平時、初動準備対応、初動対応、応急対応、復旧・復興の5つの時系列で新たに整理した。）



## 4. 時系列ごとの県及び市町村等の行動内容

○災害廃棄物は一般廃棄物であり、廃棄物処理法の規定により一般廃棄物は市町村が処理責任を有しているため、市町村が処理の主体となるのが基本となる。

○県は、広域支援体制の確立を図るとともに、市町村が実施する災害廃棄物処理に対して必要な助言・支援を行う。

○上記の原則に基づき、本計画では、災害廃棄物処理における県及び市町村等の行動内容を次の図のとおり時系列ごとに整理し、記載した。

※ 主な改正点の下線部は、前項改正のポイント①～③に基づき、改正を行った部分を色分けて示している。

